

## 手帳制度（障害者手帳）

障害者福祉制度では、障害を身体障害、知的障害、精神障害の3つに区分しています。てんかんは精神障害に分類されています。障害福祉サービスや各自治体のサービスを受けるために手帳を申請しておくことが重要です。受けられるサービスは障害の程度やお住まいの市町によって異なります。申請先は市町担当窓口です。手続きの方法や申請書類は各市町で異なる場合がありますので担当窓口でご確認ください。



税金の  
減免



公共施設  
利用料の  
減免

公共  
交通機関の  
運賃割引



医療費の  
助成



障害者枠  
での  
就職時



乳幼児期  
0～6歳

学童期  
7～12歳

思春期  
13～19歳

青年～中年期  
20～39歳頃

中年～初老期  
40～64歳頃

高齢期  
65歳～

## 精神障害者保健福祉手帳

**対象**

精神障害のために長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方

**認定の時期**

初診日から6か月を経過した時点より申請できます。有効期限は2年です。

**障害の程度**

障害の程度により1～3級までの等級があります。てんかんの場合、発作の症状や頻度等により等級が決まります。

## 身体障害者手帳

**対象** 身体に一定以上の障害があると認められた方

**認定の時期** 障害が固定したとき

一時的な不能の状態は対象としていません。成長、発達や治療、リハビリテーションを行うことで障害が変化、回復することも考えられるため、再認定を行う場合があります。手帳の申請(障害認定)の時期については、主治医とご相談ください。

**障害の種類・等級**

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、HIVによる免疫機能障害、肝臓機能障害  
等級は1～7級まで、手帳の交付は6級から。

## 療育手帳

**対象** 児童相談所又は知的障害者更生相談所にて知的障害と判定された方

**障害の程度** 知能指数や日常生活能力等を総合的に判断します。  
A1、A2、B1、B2の4段階の区分があります。

《参考》厚生労働省ホームページ

乳幼児期  
0～6歳

学童期  
7～12歳

思春期  
13～19歳

青年～中年期  
20～39歳頃

中年～初老期  
40～64歳頃

高齢期  
65歳～

## 福祉医療（障害者医療費助成）

障害がある人が、病気やけがなどで病院にかかった際の医療費の一部を助成します。

**対象** ●身体障害者手帳 1級・2級・3級  
●療育手帳 A1・A2・B1 ●精神保健福祉手帳 1級

**助成内容** 市町により助成の対象や内容が異なる場合がありますので、詳しくは担当窓口で確認してください。

**申請先** 市町の担当窓口 助成を受けるには受給者証の交付が必要です。

《参考》長崎県ホームページ